

1-26. 那覇市議会議員章規程

昭和 49 年 5 月 15 日
議 会 訓 令 第 5 号

改正 平成 25 年 6 月 14 日 議会訓令第 1 号

那覇市議会議員章規程(1967年7月15日議会訓令第1号)の全部を改正する。

第 1 条 那覇市議会議員章は、全国市議会議長会制定の議員章とする。

第 2 条 議員章は、左襟又は左胸辺の見やすい位置にはい用するものとする。

第 3 条 議員章は、任期中 1 個を支給する。

第 4 条 議員章を亡失し、又はき損し再交付を要するときは、その実費を負担するものとする。

付 則

この規程は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

付 則(平成 25 年 6 月 14 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 8 月 4 日から施行する。